

[事案 2019-96] 契約無効等請求

・令和2年2月27日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-95] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

申込時の募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

申込時の入院保障の支払限度に関する募集人の説明が事実と異なっており、自分を誤認させたまま自らを被保険者とする契約（契約①）と子を被保険者とする契約（契約②）が成立したので、これら2契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成28年5月に、申立人の妻を契約者及び被保険者とする申立外契約をする際に、申立人の妻から募集人に対し入院保障の支払限度に関する質問があり、本来は「災害入院給付金、疾病入院給付金の各々について2回以上の入院があった際は、前回入院の退院日から180日以内の入院は支払限度として通算される」と回答すべきところ、募集人は「2回目以降の入院と前回の入院の事由に因果関係がなければ180日以内の再入院は支払限度として通算されない」と誤った説明をしていた。
- (2)契約①の募集に際して、募集人は申立人に「医療保障の支払基準は奥様の契約と同じです」と説明している。
- (3)契約②の募集に際しても、被保険者が怪我等で複数回入院した場合についての申立人の質問に対し、(2)と同様の回答をしている。
- (4)上記の募集人の誤った説明は契約内容全体を無効にするまでの影響を与えるものではなく、また当該事項は重要事項にあたらないことから契約は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況を把握するため、申立人夫妻および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件においては、募集人が入院給付金の支払限度に関する説明が誤りであったことを認めていること等から、和解により解決を図るのが相当と判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。